



2026年2月25日

各 位

会社名 日本製鉄株式会社
 代表者名 代表取締役社長 兼 COO 今井 正
 (コード番号 5401 東証プライム、名証、福証、札証)
 問合せ先 コーポレートコミュニケーション部広報室
 (TEL 03-6867-2135、2141、2146)

2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び

2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2026年2月24日付の代表取締役社長の決定による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下本I.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	730.3円

社債に関する事項

(3) 償還期限における償還金額	本社債の額面金額の104.16%
(4) 繰上償還価額の計算に際して適用される年率	1.40%

(ご参考)

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
 また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

発行条件決定日(2026年2月24日)における株価等の状況

イ. 東京証券取引所における株価(終値)	663.9 円
ロ. アップ率 $\left[\frac{\text{転換価額}}{\text{株価(終値)}} - 1\right] \times 100$	10.00%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご参考)

2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | | |
|-----|-------------------------|--|
| (1) | 社債の総額 | 3,000億円 |
| (2) | 発行決定日 | 2026年2月24日 |
| (3) | 新株予約権の割当日及び社債の払込期日(発行日) | 2026年3月12日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。) |
| (4) | 新株予約権を行使することができる期間 | 2026年3月26日から2029年1月31日まで(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。ただし、①当社による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(ただし、税制変更による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2029年1月31日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当社が指定する期間(当該期間は30日以内とする。)中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償 還 期 限

2029年2月14日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(2026年1月31日現在)の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する潜在株式数の比率は15.63%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権及び2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した数値であります。

(注) 当社は、2026年2月24日の代表取締役社長の決定により、本社債の総額を発行決議日時点の2,750億円から3,000億円に変更しております。

※ 詳細は、2026年2月24日付当社プレスリリース「2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」及び2026年2月24日付当社プレスリリース「(開示事項の変更)2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

II. 2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下本II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	737.0円

社債に関する事項

(3) 償還期限における償還金額	本社債の額面金額の104.01%
(4) 繰上償還価額の計算に際して適用される年率	0.80%
(5) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日における償還金額	本社債の額面金額の102.02%

(ご参考)

発行条件決定日(2026年2月24日)における株価等の状況

イ. 東京証券取引所における株価(終値)	663.9円
ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値)) - 1\} \times 100]$	11.01%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご参考)

2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | | |
|-----|-------------------------|--|
| (1) | 社債の総額 | 3,000億円 |
| (2) | 発行決定日 | 2026年2月24日 |
| (3) | 新株予約権の割当日及び社債の払込期日(発行日) | 2026年3月12日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。) |
| (4) | 新株予約権を行使することができる期間 | 2026年3月26日から2031年1月31日まで(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。ただし、①当社による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(ただし、税制変更による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2031年1月31日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当社が指定する期間(当該期間は30日以内とする。)中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償 還 期 限

2031年2月14日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(2026年1月31日現在)の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する潜在株式数の比率は15.63%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権及び2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した数値であります。

(注) 当社は、2026年2月24日の代表取締役社長の決定により、本社債の総額を発行決議日時点の2,750億円から3,000億円に変更しております。

※ 詳細は、2026年2月24日付当社プレスリリース「2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」及び2026年2月24日付当社プレスリリース「(開示事項の変更)2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。